

# 関東大震災と保険金騒動 (11)

## — 関西の反逆 —

### Fire Insurance Troubles after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎\*

Yuichiro Tamura

大正 12 年 10 月から 11 月にかけて協会長各務鎌吉の西下により、関西の保険業者も保険金一割相当額の支払に同意した。一方、関西側は、各社の個別責任を基調とする関東案に対して社団法人を設立して共同弁済を行う連帯責任制を提案した。舞台は再び東京に移り、事態は流動化した。11 月下旬政府案が閣議で了承されると、関西側は強硬な反対を唱えて帰阪した。最終的に関西が政府に屈服し、12 月中旬に臨時帝国議會を迎える。

キーワード：見舞金問題 関西案 政府案 火保協議会東西分裂

## I. 序論

大正 12 年 9 月下旬、大日本連合火災保険協会は、保険金一割に相当する見舞金の支払を決議した。これに対して、関西の保険業者は責任準備金を震災地と震災地外に按分して支払うとの新提案を行った。田健治郎農商務大臣は、10 月下旬から 11 月上旬にかけて連合協会長（東京海上専務）各務鎌吉を西下させ、関西の業者の説得に当たらせた。各務鎌吉と関西の業者の間に駆け引きが展開されたが、遂に関西側は見舞金一割の支払に同意した。しかし、今度はその支払方法について新しい提案を行った。かくして、関西側と関東側、そして田農商務大臣の三者の間で事態の打開を図る動きが始まった。

本稿では 11 月中旬から 12 月上旬の臨時帝国議會の開会に至る約一ヶ月間の経過を時系列的に辿り、また若干の問題点を適宜差し挟むことによって見舞金騒動の愚劣さを明らかにしたい。以下においては◇は判読不能の箇所、文中の傍点は引用者により、[]内は筆者による補足である。

## 1. 11月12日・火保協議会

政府は9月半ば以降、見舞金全額を融通し被保険者には大正12年中に支払いたいと希望して会社側の意見がまとまるのを待っていたが、11月中旬に田農相は「具体案を脱稿した」。その骨子は貸付額1億8千万円、貸付利子2%、償還年限10~30年、「国家として負担に堪ふべき最大限度を指示した」[『東京朝日』12.11.12]。

一方、火保界は関西案をめぐって揺れ動いた。11月12日東西火保連合協議会〔以下、火保協議会と略称〕が開催され、東西43社代表56名が出席し関西案が披露された。関西側はまず関東案に疑問を投げ掛けた。第一に「此問題の為に特に各保険会社を個別的乃至は其々数十社として契約を取結ぶは果して穩当なる処置と云えるか」。第二に、各社が個別的に政府より資産に数倍する借入をしながら、他方では〔株主〕配当をなし得るようにするためには、「勢い」この負担を貸借対照表外の負債として記載し得るように商法第195条を変更改訂するか、または特別単行法の制定をなすか何れかの方法を講じなければならない。しかし、一般規定である商法を僅か一つの支払い問題のために左右したり、あるいは苦し紛れに単行法を制定するのは果して政府としてなすべき処であろうか、「事の起りが法を超越した処にある限り超法律的問題解決の為に法律を左右するが如きは空前絶後の暴挙である」[『東京朝日夕刊』12.11.11]。

商法改正を回避するために、関西側は社団法人を提案した〔各紙12.11.13〕。「社団法人の目的」第1項には「関東地方の大震災に起因せる火災保険契約に対し各火災保険会社より提供する犠牲金額及政府より借入れる援助金額を適当に分配し将来これを政府に返納する責務を遂行すること」が挙げられた<sup>1)</sup>。さらに「社団法人設立に関する覚書」11項目が続く。

「一、日本における火災保険業者は社団法人を組織し各社関東罹災契約に対する未経過保険料を提供すること

二、社団法人は罹災地契約高の一割相当額を政府より借入れその額を無条件で被保険者に贈与すること

三、借入金の返済は五ヶ年間据置五十年賦とすること

四、借入金には一定の利子を附すること

五、各社は別に定むるところの社団法人及びその契約書に基き年々所定の賦課金を社団法人に納付すること

六、第一項の提供金及前項の賦課金の据置期間中に於ける蓄積金並に年々の賦課金は必要なる経費を除き全額第三項の年賦返済金に充つる事但其額が年賦返済金に足らざる場合には第三項の年限はその部分に対し延期さるるものとす

七、政府は火災保険に同業組合法を適用し該組合外の会社の営業を認可せざること

八、火災保険の料率は公定とし違反者には制裁の制度を設くること

九、会社は火災保険業を廃止した時は社団法人の社員たる資格は自然に消滅すること

十、第五項の納付金に対しては所得税の賦課並に責任準備金の積立を免除すべく政府に於て適当の手續をなすこと

十一、将来火災保険業を国営にする場合は社団法人の残存債務はそのまま政府に引継ぐこと。

要するに、各社別に政府から借りて見舞金を支払い、各社別に債務を返済する関東側の個別責任制に対して、関西案は各社が抛出して設置した社団法人が政府から借りて見舞金を支払い、各社が収入保険料の一定割合を法人へ納入して政府へ返済する連帯責任制である。これは地名を附して「関西案」「阪神案」「大阪案」の外に「社団法人案」とも称された。東京側は次のように反論した。「本案はあまり会社側に都合がよすぎるのだから政府は到底承諾すまいと思われるこの際出来ない相談は持出さない方がよからう」「一割支払に対して会社は直接犠牲を払わぬこととなるから今までに纏った折角の犠牲支払は空文に終るではないか」「それも九月ごろなら政府なり輿論なりがまだ今日ほどの状態でないから何とか当って見てもよいのだけれど今となっては何とも致方あるまい」[『報知』12.11.13]。

大阪側の主張は「甚だ強硬」で、もし容れられなければ「東西の協調をも打壊さん態度を示し」議場は頗る紛糾した。議論は激しく、「問題は容易に解決を見ず各務氏より議長として議事の整理をなす能はず立往生の態であった」[『東京朝日』12.11.13]。そこで「政府の意向が不明では空論に終るから」非公式に政府を訪い関西案への意見を求めることにした[『報知』12.11.13]。

## 2. 11月13日・火保協議会

この日の協議会で関西6社は突如農商務省への陳情の延期を申し出た。『報知』[12.11.14]によれば、表面上の理由は「阪神側最初の希望通り協会案として正式に提出せられたい」、けだし関西側の「一私案」として出されればこの主張を通すことが困難になるからというのであった。しかし、「裏面の理由」は別のところにあった。「東京側の弱小会社中には内心一割支払に不満を抱き何とかこれを翻したい希望を有する者があるので大阪案を示し懇談的に同意を求めたら東京側の結束も切り崩すことが出来るかもしれぬし且その間に当局の内意も探れるという大阪商人一流の駈引に出たものである」。工作の余地ありと見ていたのである。

議論百出「再び紛糾して」收拾不能となったが、決議通り翌14日に関西案を非公式に当局へ提出することにした。しかし、関西の有力者は「手をわけて東京側結束の切崩しに暗中飛躍を開始し」、別の有力者は「官辺を巡って当局の意向をただし極力関西案の諒解を求め」た。この運動は他の二紙[『東京日日』『大阪朝日』12.11.14]も「関西側の暗中飛躍」と表現した。

## 3. 11月14日・首相官邸

この日、関西側代表は非公式に田農相に法人案を提示した。田農相は「今回の大災害に処して会社が犠牲を払ふべき程度を示したればこそ政府も乗気になっているのに」本案には肝心の「犠

性的支払の要件が欠けている」と答えた[『報知』12.11.15]。しかし、この日は突っ込んだ話はなく、そのためか様々な観測記事が出た。『読売』[12.11.15]は「最近田農相は堅く決心する所あり法人組織計画の如き当局は殆ど一顧をも与えず…万一纏まらぬ場合は東京側元受会社19社之に協会外の二三と再保険会社を加えた一団を以て政府方針の下に支払を断行せしめる」と観測した。『大阪朝日』[12.11.15]は「当局も行政権の発動によって高圧的に問題の解決を計らんとする意向もある」が、この問題は「当局も累次声明して居る如く法律上の権利関係に基くものでなく只会社側の自発的犠牲を要望するに過ぎないものであるから」保険業法に基く「或種の行政命令を発する」ことは「至難」と観た。一方『国民』[12.11.15]は、関東関西双方の「楽観」論を引いたのち、「問題解決の鍵は徹頭徹尾田農相の手に秘せられている」と論じた。この段階では、火保金問題の将来は予断を許さないものとなっていた。

#### 4. 政府批判の高まり

保険金問題について政府のもたつき振りが非難された。『国民』[12.11.10]は手厳しく政府を批判した。「火保問題は9月1日以来既に二ヶ月余を経過し該問題は殆ど論議し尽された現状である而も其の内容に至っては震災当時と何等異なる処が無い」。この間の東京商業会議所など「三大者」の提案に政府は「一瞥をも与へ」なかったが、「此の事実は政府独り賢者にして輿論若しくは権威ある三大者の意見陳情は愚論の甚しきものと云ふ事に帰着する」。『萬朝報』[12.11.12]も「言論」において、地震約款という「ゴマカシの条件」を楯に支払を拒む保険会社を「田農相は庇護するの甚だしきものなり」と批判した。

この間、政府批判の声は次第に広がり高まっていた。『東京朝日夕刊』[12.11.22]は「最近貴衆両院方面は勿論枢密院方面に至る迄政府の火災保険問題に対する態度に対し非難の声高く臨時議会に於ては帝都復興案と共に議会の大会問題たるべしと予期されている」。政友会は「愈議会に臨むに当っては反政府的態度を以て臨む」と予想された[『東京朝日夕刊』12.11.20]。『夕刊報知』[12.11.20]は臨時議会の難関として「更に論議の多かるべきは保険金問題でその関係が純然たる権利義務の問題であり私法上の契約行為であるのにこれまでの経路と農商務当局の態度とより見れば法律問題を手心政治で解決し契約行為を国庫で解決せんとするのだ…議会がこの効果不明の手心政治に1億5千万円の国庫金支出を承認するや否やは非常の大疑問とせねばならぬ」とみた。

解決策の提言は相変わらず続いていた。「革新倶楽部」は「全額を支払はしむる火保解決案」を提示し[『報知』12.11.20]、貴族院有志の「時局談話会」は独自の「保険官営案」を作成し「政府に献言」した[『夕刊報知』12.11.27]。

『大阪朝日』[12.11.22]のコラム「財經私言・恐ろしい好意」は明瞭にこの問題の愚かさの一端を批判した。「火災保険会社に対して執った山本内閣の態度は、法治国を標榜する我国に於て

可なり奇怪千万な問題である。…政府の弁明を聞いて、僕の失笑を禁じ得ざる点は、政府が会社に強要せし、而して現に為しつつある、アノ一割払の要求が、命令ではなくして『好意の勧告』と言ふ一句である。成る程政府は所謂命令を出した訳でない。又出し得べき法律の根拠も有しない。だから命令を出した覚えがないと言ふなら其通りである。然し一寸待つて呉れ。そもそも官尊民卑の我国に於て、内閣総理大臣が告諭を以て、又直接監督官庁たる農商務大臣が笠にかかりて『是非支払って呉れ、その方が会社のためにならうぜ』と言外に小気味の悪い意味を持たせた要求を、弱者であり、被監督者である保険会社がドウシテ斥ぞける事が出来ませうぞ。

## 5. 東西両案の比較

『大阪朝日』[12. 11. 28]が「東西火保案の優劣」を論じている。まず、関東案では債務履行は個々別々であるから、会社の実情毎に負担による苦痛が異なり、「弱小会社は何時までも能力の強大な優良会社に圧迫され勝であるのに対して」、関西案では間接負担であり、償還額は会社の能力に従うから、それより被る苦痛の量を公平に分配し得る。「所謂共同弁済の実は寧ろ関西案の実現によって望み得る」。第二に、被保険者に対しては関東案では外国会社協会外会社に負担の義務を負はせ得ず、只一致を慫慂するに止まるから、一致を肯んぜない者のあった場合には支払を受ける被保険者もあれば受け得ない被保険者もあって、被保険者に対して公平な処置を取り得ない。これに反して関西案では全保険会社の一致[加入]を求め得る可能性が遙に多いから、全被保険者に対しては比較的公平な態度を取り易い。「所謂罹災民に復興資金を与へる可能性は寧ろ関西案に多い」。第三に政府との関係では、関東案では債務はその完済に至るまで会社が直接にこれを負担するから、表面政府もそれを確実なものとして取扱い得るが、関西案では会社は直接に債務を負はず営業不振の場合には何時でも解散し得るから、政府の会社に対して有する債権は多少確実性を欠く。以上三点の中第一点と第二点で関西案が優れる。しかし、第三点で関東案が優れるか否かは疑問である。直接負担をしても将来営業不振でそれに堪へられなくなることが絶無とは言えず、債務がはたして確実なものであるか否か俄かには断定しがたい。営業不振で事業の継続を中止する会社がでも、それが有する保険契約を他会社が引受けて増加した収入保険料中から債務の履行に努めれば、たとえ債務者に異同はあっても債務そのものには何の変りもないから、結局政府にあっても債権は何時迄もこれを確保し得る訳である。問題は(1)政府が債権を包括的に持つことと分括的に持つことの孰れに債権の確保を期する可能性が多いかの判断、そして(2)関東案は優良会社に都合よく弱小会社に過大の負担を課するから、各会社が従来に行掛りを顧みず自己の裁量に従って事理を極め得る度胸の有無の二点に懸っている。

業界挙って一律に一割を支払うのであるから、各社毎の個別責任制より関西案の方が合理的であろう。しかし、各社が自発的に犠牲を払うとの建前は崩せないから、解決策は曖昧となる。

### Ⅲ. 政府案

#### 1. 11月22日・閣議

11月21日、首相官邸を訪れた各務に田農相は「大体成案を得たから一応明日の閣議に附議した上で直ちに御回答申上げ度いと思つて居るから左様御了承を乞ふ」と通告した[『報知』12.11.22]。『読売』[12.11.22]によると、「火災保険金の一部支払援助の件は政府として最も重大なる政治的意味を伴ふとの見解の下に慎重に其の成行を凝視し来つたが既に臨時議會も目前に迫りつつある場合とて此際政府としての決定案を作成するの必要あり依つて田農相は是迄農商務当局に於て研究した腹案を22日の閣議に提出して閣僚の意見を徴した上政府の意見を取纏める事とし」た。農商務省および関係省庁間の協議では、「関東案を基礎とした法案の外、関西案の法人組織を基礎とした法案、東西の意見を折衷した法案」等が比較検討されたが、田農相は「最も適当と信じる案を採用して政府の態度を決定し会社側に臨む方針らしい」[『報知』12.11.22]。

ちなみに、『国民』[12.12.1]のコラム「財海一瀾」によると、「夫にしても可哀相なのは保険課の御役人で最初から今日迄会社側の態度の変る毎に対策を作らなければならぬ。其案積み積つて30余種とは驚いた。漸く完成したと思つた組合案も煙となつて最後が右様の始末。大臣以上に関西側の態度を憎んでいる。この恐い眼で永い将来を監督されると思つたら上方連中も嘸かし寝覚めが悪からふテ」。

11月22日の閣議で政府案が了承された。その後首相官邸を訪れた各務外数名に田農相は、関西案の拒否理由として「犠牲提供の趣旨に反する」と述べ、続いて援助方法は個別責任制であり、一方、返済方法は個別責任を基礎としつつも「一種の共同責任」を取ると説明した[『報知』12.11.23]。これは「折衷案」に見えた。借入金の返済方法として一案は各社毎の年賦償還であり、もう一つは借入金の多寡に拘らず毎年収入保険料の中から一定歩合を償還資金として組合に提供する方法である。政府は「会社相互共済の意味で」後者を希望した。というのも、これによると「経済界が発達して保険料の収入が多くなると会社が組合に納入する納付金が多くなり従つて政府の借入金を予定よりも速に返済する事が出来る」からであつた[『報知』12.11.23]。

『読売』[12.11.23]は、政府「大綱」は表面上「折衷案」と言われるが、「其の実は大阪案を根本的に覆へた可成り手痛い条件」だと指摘した。同紙が纏めた5項目のうち最初の二項は以下の通りである。「一、徳義上の義務に依つて保険金一割支払の衝に当るものは何処迄も保険会社自身でなければならぬ又政府は右の義務を自発的に履行しようとするものに対して可及的に援助を与へ様と云ふのであるから其の相手方は是亦何処迄も保険会社其者でなければならぬ従つて全然別個の新法人が保険金支払の衝に當らうと云ふ変則を認むることも出来なければ夫れに対して援助も出来ぬ従つていはゆる大阪案に対しては反対の外ない。二、但支払連盟に加入した保険会社が政府の借入金に対する一種の共同弁済機関として組合を組織し各会社より一定の

納付金を組合へ納入して組合から纏めて是を政府へ返還すると云ふ方法は双方に極めて便宜と思ふから共同弁済機関としての組合組織は寧ろ当局の懲憑する所である但組合の存在期間は政府に対する債務皆済迄で此組合が政府に対して負ふ債務に対しては各社の連帯保証を必要とする」。

こうして同紙は「当初大阪側が債務の責任を転嫁する方法として案出した組合案は全然認められず而も当初会社側が何処迄も忌避した連帯責任問題が凶らずも当業者の案出に係る弁済組合に引懸って来たなどは何処迄も皮肉である」と述べている。つまり、廃業する会社が出たときは、その会社の政府への債務は残る一方、連帯して組合が責任を負うから、共同弁済案は政府に「毫も不利益でない」[『大毎』12.11.23]<sup>2)</sup>。田農相は、関西案は「相当の考慮に出でたものだから其一部を斟酌し…組合が負債償還義務を負ふと同時に個人の会社も弁済の義務を負ふ事に方針を決定した」と述べた[『大阪朝日』『東京朝日』12.11.23]。実は政府に「便利」であるように関西案を採り入れた形となった。

## 2. 11月23日・火保協議会

11月23日火保協議会が開催された。しかし、関西代表者は政府の決定方針に対して重役会等の意向を聴取する必要ありとの理由で23日早朝急遽帰阪した。「火保政府案必ず修正すると関西側豪語して退京」していったという[『東京日日』12.12.2]。

東京側元受20社の代表のみが出席し、各務会長は「政府の決定方針に対し全会一致賛同せられたき」旨を述べた。協議会では「質問統出議論沸騰し席を蹴って退出せんとする者さへあつた」。その議論の要点は以下の通り。「一、償還の方法として組合を組織し各会社が営業収益より或る一定の金額を組合に提出しこれを以て政府への償還方法を講ずるのは異議はないが一会社が何箇年後かにおいて借入金を償還し義務を完了したとするも全会社の償還済までは営業収益の多寡に応じ一定の金額を提供し共同弁済の方法を講じなければならぬのであるがかくして小会社は大会社[に]その勢力を奪はれ小会社は益新契約の減少を来す結果に陥るから小会社は大に考慮を要する。一、政府は組合に強制加入の義務なしと発言して居るが加入しない場合には全然貸付金を為さず政府対会社の関係を捨てて勝手に保険契約者と保険会社との問題とせしむるとのことであるがこれは明に強制加入である、約款を超越して犠牲的行為に出でよと希望する政府としてかかる強制的方法は穩かでない」[『朝日』12.11.24]。

問題になったのは、「一定の金額を賦課金として組合に提供することは罹災契約高の少き新小会社に取りては全部償還終了まで永年の犠牲となり之は最も苦痛とする所で」あるから、中央、大北火災等が異議を唱え賛否を保留した[『読売』12.11.24]。しかし既に犠牲提供を決議した今日、この問題について徒らに事態を遅延させることは避けねばならず、「この上政府に楯をつくのも大いに考慮を要する問題であるから」大体において政府案を妥当とみることに関東側の元受

会社は傾いている[『東京日日』12. 11. 24]。

ところで、政府案では償還期限が未定とされたが、その理由を田農相は語る。償還には営業収益から政府が適当と認める程度の株主配当額を差引いた残額を充てる。そこで償還のために設けた組合から政府に償還すべき額も、従って各社の負担すべき額にも年々相当の差が出るから、将来負担し得べき率についてはそれぞれ精細な調査が必要であり、今俄かにその率を断定することが出来ないと同時に、償還年限も急には定めない。しかしながらこの年限は別に法律に関係しないのだから少し位遅れたとしても問題はなく、仮りに政府で何十年と定めた所で火災保険事業が将来大いに発展して営業上好況を持続するとすれば収益も多いのであるから、あるいは定めた年限より以前に償還し得るかも知れぬ。要は事業の好否によるが、「保険事業の如きは保険思想の普及と共に逐年盛大に赴くのであるから政府としては年限を定むる上にも何等の悲観も抱いて居ない」。なお、政府が償還を受ける相手は組合であるから「会社別に年限を定めるやうなことは事実無い訳である」。各社別に償還による苦痛には差が出るが、「元々徳義的立場から支払ふのであるから此方法によることが最も公正であらうと信ずる」[『国民』12. 11. 26]。

### 3. 関西側の立場

『大阪毎日』[12. 11. 25]は、関西側は「政府案に不満々」で「鼻息が荒い」と報じた。政府案への反対理由は「関東案を標準とし関西案を殆んど無視した」ことである。第一に、政府案では「関西側の最も苦痛とする『会社個々が借入金債務の責任を負はない』との根本観念を根底から破壊された」。第二に「罹災契約高少くて基礎強固な会社は一割支払によって借入金の責任をなるべく早く果さんと思っても組合が借入金を完済するまではやはり引摺られて行かねばならぬ」。第三に「会社としては会社資産を超過した借入金を負ふのから株主総会を招集するとともに定款を変更する必要がある」こと。かくして「此調子では容易に政府案に賛成しやうにない」。関西側の元受、再保険 17 社が結束して政府案に反対し、これに関東側で関西案に傾くものが 4～5 社あり、これを加へると 22～23 社となる。「即ち政府案の賛否か相半ばする如き時でも政府が飽迄今回の案を威圧的に押し付けるであらうかは」疑わしいと同紙はみた。

一方、『東京日日』[12. 11. 25]は「誠意があるなれば一応協議会を開いた上帰阪してなほ相談なり協議するも遅くないそれを 23 日協議会を開くべき通知を手にしながら振り捨てて帰阪するが如きは誠意あるものなし得べからざることである」と非難し、「要するに自己に幾分でも利益の多きことを望みいる結果駄々を捏ねているに過ぎない」とみた。三日後には「今に至って態度を曖昧に賛否すら決し兼ねてるが如き心事は唾棄すべきで此際男らしき態度に出られたい」との政府の言葉を引用している[『東京日日』12. 11. 28]。『読売』[12. 11. 28]も関西を批判した。「関西側と来たら目先の算盤と首引で訳の解らなさ加減と見切りの悪いことに驚き入ったものだ」。「法人案を持ち出して借入金の責任は会社が負はぬといふ所謂籠抜け案を持ち出す」。「元々大阪



側はシン災地を遠く離れた関係もあらうが最初から横着な態度を臆面もなくサラケ出した」、などと。

#### 4. 11月29日・火保協議会

火保協議会に大阪側代表を含めて45社が出席、政府案について協議した。以下、11月30日付各紙の記事を総合して描写する。まず各務会長は「成るべく全会一致政府の方針によって一割支払を一日も早く行ひたい」と述べ、これに対して関西側は「政府案によれば会社は到底立行かず結局破産の外なき故政府が此際譲歩乃至は緩和策を講じない限り関西側は遺憾ながら現在の政府案に絶対反対である」と、「頑として」政府案を承認しなかった。東京側は出来得る限り協調すべきことを主張した。「政府が折角これまで尽力したのだから東西一致承諾しては如何若し然らざれば東西の主張をとり入れて成案せし政府の面目は丸潰れとなるから情としても忍び得ないところではないか」。それでも関西側は「頑として応ぜなかった」。

ところが、この時、先般の協議会で賛否を留保していた東京側の中央火災は俄かに「我社は政府案に反対である」と述べた。理由は、組合法によれば、「我社の如く罹災契約高の少額なる者は他社の分まで支払ってやらねばならぬ結果となり名は政府より2分の低資を仰ぐと雖も実は4割あるいは5割の高利債務となる故に我社は一割を支払うことを我社の義務として責任を負いたいよって組合法による償還には不賛成である」。この「堂々たる正論」に東京側の大北火災も賛成し富国火災もまたこれに和した。ここにおいて「議場は俄かに紛争を来し遂に収捨すべからざる状態に陥った」。各務会長は「かく関西側は絶対に政府案を容れずといひ東京の二三社も各社別に低資を仰ぐことの有利なるを説いて説いて議論が纏らないのであるから協会としては政府案に対する態度を一致させ難い旨を当局に報告し然る後善後策を講じよう」と述べ賛成を得た。30日、各務会長外東西代表が委員として田農相を訪問し協議の結果を報告することとなった。

#### 5. 11月30日・政府の体面

##### (1) 午前・閣議

農商務省は政府方針を既に閣議で決定し世間に発表したのであるから、些細な手続上の問題であればともかく「根本的の事項を変更する事は絶対に出来ない若し関西側の意見が纏らない為めに関西側が脱退するといつても仕方がなしもともとこの問題は政府が会社を強制すべき性質のものでないから見舞金を出す事が嫌だという会社があればそれは致し方がない」と述べた『報知』[12.11.30]。しかし、関東のみが支払うとすれば援助方法は変更されねばならない。『報知』[12.12.1]によれば、組合制はその利益不利益が各社別に異なるが、「もともと組合は会社が全部一致して加入することを前提としたものであり、且つ大阪側に多少ハナを持たす意味で立案したものであるから、政府の意向では今後関東側の会社のみが支払う事となれば組合案を廃棄して会

社個々が政府の貸金に対して償還の義務を負う事とし、しかも会社の償還能力が同一でないから田農相がかつていったように償還能力に応じて償還年限を数組に区別し、最長は30年位として各組は一部連帯責任というような形式にして償還せしむる事となるであろうと」。

この日の閣議では、田農相が顛末を報告し議論したが、「目下の処では何時解決という見当もつきかねる状態」にあった[『報知』12.12.1]。法案を法制局で用意し、大蔵省では財源を審議していたが、会社側の動向で政府は右往左往の感がある。それでも田農相は「政府としては原則として既定の方針にて邁進し已むなくば会社側の希望によっては組合弁償の方法によらず細別的の弁償を許すことに譲歩しても良しいが右以外に全く方法なき旨を主張し」、審議の結果一同これを承諾した[『大阪朝日』12.12.1]。

## (2) 午後1時・首相官邸

各務外3人は11月29日の東西協議会の結果を田農相と井上蔵相を報告した。協議会では、「一、政府の態度及び援助に関して指示された方針に順応する会社、二、組合の協同返済制に依れば罹災見舞金提供額の少ない会社と雖も債務未皆済の会社のために犠牲的返済としては負担が大なるから組合に加入することを拒みたい会社、三、政府の援助方針には賛成なるもその債務を会社が直接負担することは絶対に拒む会社」[『大阪朝日』12.12.1]の三意見に岐れたと報告し、政府の「適当の裁量」を望んだ。この第三項は関西案で政府方針とは反対のものである。これに対して田農相は以下のように語った[『報知』12.12.1]。

「政府が今回は火災保険会社を援助する方針を決定した事は震災後会社が約款に基き一厘も保険金を支払わぬとあっては罹災者は非常に失望し悲惨な境遇に陥るから法律問題は別としてこの際社会奉仕の意味で相当の支払を為されたいというにあってこの意味は首相の告諭にもある即ち政府は全く徳義上の問題として会社を勧誘したのであるから初めから強制する意思はないこれに対し会社に於ては政府の意向に基いて犠牲提供の覚悟を定め一割支払の態度を決定したのであるしかも保険会社の資産状態は不幸にして貧弱で罹災契約高の一割にも達しないものが多数であるから政府の援助を受けたいという事であったから政府はこれを援助する事としたのであるけれども政府は直接保険金支払の債務者でない新法人に金を貸すという事は出来ぬ殊に新法人は未経過保険料か何かを基金とする少資産の法人であるからこれに1億数千万円という大金を貸す事は出来ぬまた罹災者にしても自分が契約もしない第三者から見舞金をもらうという事は変な事従ってこの新法人案は筋道が立って居ない故に政府はこの第三項の案には絶対に反対である若し政府の案に反対であるから犠牲を提供せぬという会社があるなら政府はそれに対して金を貸さぬまでである」<sup>3)</sup>。

田農相は「明瞭に関西案を斥けた」。ここで政府と関西側の交渉は打切となり、関西側は辞去し、関東側が居残った。各務の意見では、一割支払は元来関東側の意見であり、関西側が脱退しても関東側は犠牲提供に異議はない。そこで農相は「兎に角臨時議会も切迫して居るから関東側

は速かに態度を決定して回答せられたい。尚政府は共同弁済の機関として組合を組織する事としたが、これは会社が全部加入するものとの見込で且つ大阪案の趣旨をも酌んで立案したものであるが、関西側が脱退する以上は多少方法を変更するかも知れぬ」と述べた。

この時のやり取りが『国民』[12. 12. 1]のコラムに書かれている。「火災保険の支払問題も散々ツバラ世間を騒がした揚句にとうとう醜態をサラケ出して仕舞った。此日田農相の突ツ刎ね方は可なり手厳しいものであった相な。保険屋連からは翻弄され審議会の老人連からは一本キメ付けられて少からず御機嫌を損じている農相閣下のことだから耐まらぬ。そこへ持って来てツイ二三日前には官米払下で飛んでもない手違ひを生じたと云った矢先だから青筋立てて『君等は実に怪しからん、今に及んで左様な陳情を聞く耳は持たぬツ』と頭から怒鳴り付けたものだ。流石に度胸の据った関西連も此処悄然として引下った格好は余り良い図ではなかった」。

### (3) 午後3時・火保協議会

首相官邸を訪れた委員の帰着を待つて協議会が続開した<sup>4)</sup>。関東側は政府方針が決定した以上は一割支払を執行する考えであり、一方、関西側は「最早事茲に至っては更に協議の余地もない併し今後も一割支払に就いて反対はしないが唯支払の方法に於て両者の間に意見の相違を来して別れることは甚だ遺憾である」と述べ、両者ともに自説を固持して譲らなかつた。関西側代表は「此際東西意見の相違に依りて決裂の止むなきに至ったが之といふのも両者共に事業本位に立脚する結果で其の間に感情を挟むことなく円満に別れることにしたい」と述べ、最後に各務より「本問題のみとして今後営業上に於ては従来の通り提携をして進みたき希望を述べ、遂に法人案の提出者たる大阪側の6元受会社は分離して別個の行動を執ることになり協議は決裂に終った」『読売』[12. 12. 1]。

### (4) 午後7時・火保協議会

関東側は引続き午後7時から協議会を再開、その後の対応を協議した。小会社の組合案不賛成に配慮し各務は「若し更に東京側の分離を来す如き事あらば事態は頗る急と見て結局善後の方法として」組合案を撤回し最初の関東案によることを諮り、賛成を得た[『大阪朝日』12. 12. 1]。かくして共同弁済組合案は自然消滅した。「因に右の協議に於て結束した会社は東京側20社に大阪側5社を加へ25社となる」[『読売』12. 12. 1]。

こうして関東側は一致して一割支払を執行することになったが、「先般所謂東京案が決定さるるに当っては条件として(1)今後の保険料の値上(2)政府をして各社の債務をバランスシートに上さざるやう相当商法に改正を加へしむること(3)従来の外国会社供託金を改め最高限度まで徴し之が営業を掣肘する政策を執らしむること(4)新設会社の設立を制限せしむる事等を前提としたる事情があるから」、今回の決定に際しても「当然この点に関し或程度まで政府の諒解が出来たものと見るべきである」とされた[『国民』12. 12. 1]。

## 6. 12月1日・分裂

### (1) 午後3時・農商務省

11月30日各務は農商務省で岡本次官と会見した。各務は、東西26社は一致して政府案に基き一割の見舞金を支払う事に決定した旨を報告し、さらに償還方法償還年限及び据置年限等について、また「見舞金を支払った会社は今後相互扶助を為して自衛の策を講ずる事についても」希望を伝えた。次官は「便宜の方法を設け援助するやうに取計ひたい」と答えた[各紙12.12.2]。

### (2) 分裂の原因

関西代表者は東京引揚に際して分裂の止むなきに至った原因を語っている[『報知』12.12.2]。その一つに会社間の利害の錯綜があった。火保会社中には、(1)大株主が罹災被保険者の地位にあり、一割の支払をさせても自己の利害関係の面では却って利得となる会社、(2)火保会社の罹災契約高が僅少で一割支払をしても苦痛でない会社、(3)会社の基礎が薄弱で自主的立場から主張を述べる能はず、ただただ政府にすぎり何とか営業を継続しようとする会社、(4)株主の利害が飽まで支払に一致せず何とかして支払わない工夫をする会社、等が混合した。それで一致を見なかったが、ここに「東京海上系なる一団体があって各務鎌吉氏的意思通りに動くのでそれらの為に関西案は葬られたのである」。『東京朝日』[12.11.24]にも、「その他東京海上及び同社系統以外の会社は波々賛成の意を現はして居るがその裏面には種々反対あるのみならず結局東京海上のために有利なる案で他の会社には少くとも営業上の進展を阻害するものである」として居る。

東京海上への不信感が恐らく東西不一致の根底にあった。八千代海上吉田長敬は東西分裂の原因を三つ挙げている[『大朝』12.12.3]。第一に「政府当局が行掛り上各務氏の顔を立てる為に其意見を尊重し過ぎた事」第二に「関東側各社が問題発生当時の決議に捉はれて事理を見極める勇気の無かった事」そして第三、「各務氏が約束に違反して単独行動を試みて関西側の感情を害した事」。『大阪朝日』[12.11.22]によれば、「関西側が依然強硬な態度を持して居るのは政府借入金負担を各社別にするといふ所謂直接犠牲の各務氏腹案は各社が夫だけの犠牲を負担した為にたとへ現在の財布には手を附けずとも将来の営業信用を害するは必然で其に対して各務氏は深い魂胆をもって居るのではないか現に各務氏が密かに米国某保険業者に対し自社の被保険者貸付金回収不能を緩和する上に於ても此際1割支払を決行するのは得策であると洩しているのを見ても東京海上の陰謀が十分に裏書せられる訳である斯くては当業者間の平和を乱すものではあるまいか」。

『大阪朝日』[12.11.27]は「政府案が結局一種妙な骨抜き案となって終った事情を探聞」して、政府も関西案に傾いていたが、各務の抜け駆けで覆ったと書いている。「各務氏は同案の発表前会社対政府の交渉一切は東西合同委員の手を以てなすべき内約に違反して単独に密かに当局を訪れて或種の運動を試みたといふ噂で、同案が骨抜きとなったのも或は其の辺の事情に起因するも

のではないかといふ推測を下す向もあり…各務氏の不信行為に対しては会長としてはあるまじき行為であるとして某氏の如きは会長不信任の動議を提出せんと頗る強硬な意見を提出したが是亦穏でなく只連合会席上で面詰すればといふ事になったらしい。

『神戸』[12. 12. 5]は「田農相と火災保険会社関東側主脳者との間には頗る明白を欠く一種の暗雲に包まれて居る疑問のあることは連日の報道に依って之を窺い得る処であるが東西協議の決裂に依って端なくも其醜態が暴露せらるるに至った」として更に詳細に伝えている。「と云うのは農商務省内に於て次官以下局長参事官保険課長等が此問題解決の方法が関西案を措いて他に之れなきものと決し去月 20 日之れに決したのである然るに 20、21 日の両日に於て各務氏が窃に単独行動を取って田農相と会見し参事官会議をも経たる関西案に基く解決案を覆したことで之は最初東西協議会に於ては当局者との会見には各務、田所、小原三氏の小委員相提携にあらざれば為し能はざる申合せの処、各務氏は前記の如く其申合せを裏切つて窃に農相と会見したること発覚し同氏は協議会の席上諸氏の詰問に遭うて遂に自白したが後に農相より委員打揃うて出頭せよとの通告に依って委員は田農相次官、局長及井上蔵相と首相官邸に赴き会見し其の際関西側の委員から田農相に対し前日農相と各務氏と窃に会見ししたる点を難詰したるに田農相は色を為して然ることなきを弁明したるが委員の一人は各務氏自白の旨記録を突付けて更に強襲したれば農相遂に口を緘して答えなき窮状を呈したために各務氏と私議の間に不信行為を取てしたことは明白になったと云うことである…各務氏が何故斯迄会社個々の借入案を固執するやと云うに会社で中も火災専門で損害多き会社は大小の区別なく営業難に陥って遂に倒産に至るに相違ないから将来東京海上の如き損害少き残余会社が独占的有利の立場を得ようとする野望の然らしむる処であるから強硬 6 社中の火災專業にあらざる即ち支払に苦痛少き会社も保険界全体の利益のために飽迄対抗して田農相と各務氏私議に成る暴案を覆そうとの意気込である」と。

### (3) 分裂後の見通し

政府借入金の返済には保険料を引上げて増収分を充てることになっていた。しかし、東西分裂は保険料引上げを不可能とするため、関東側では借入金がすべて会社負担になり営業状態は悪化する。八千代海上吉田長敬が分裂後について「我々当業者も今後局面がどう展開して行くか殆んど予想を許さぬ全く支離滅裂な状態に陥って居る」と述べた所以である[『大阪朝日』12. 12. 3]。

『大阪毎日』[12. 12. 2]も「決裂後の火保はどうなる・協定料率の破壊如何」と論じている。「保険協会はどうなるか、協会の必要は料率の協定に存するのであるが斯うなると料率の協定は破壊される運命にある、関東案にすれば一割支払を決行する為に生ずる会社の欠損は料率の引上によって埋め合はず算段であり、政府も暗黙の裡に承認しているが、一割支払後いよいよ料率の引上の際、協会は関西側 6 社にも同一の歩調を取らしめるだらうか、ソレでは保険金を支払はぬ関西 6 社は不当の利益に均霑せしめることとなるべく、若し関西 6 社を協会より除外せしめるとすると茲に関東関西の料率戦はいよいよ熾烈となるであらう、此場合関西 6 社は社会的同情を失墜し

て今後の経営困難となることを憂ふるものあり、関西火保側も関東において同情を失ふ結果営業困難であらうからその支店出張所を一時撤退するも止むを得ないと観念しているがこれも当分の間とのみ考へているらしい。

『東京朝日夕刊』[12. 12. 3]も「決裂から自由競争へ」論じた。「これより保険連合協会は当然消滅を見る訳で火災保険の自由競争は実現されることになる所が前回の自由競争とは全然趣を異にするから其間に種々の暗中飛躍も行はれることであらうから大正6年の連合協会成立以前の混乱状態よりより以上の混乱状態を呈することであらう」。

恐らくは、この料率問題が最も重大かつ深刻な問題であった。実際、震災後に火保業界は大幅な料率引上げを実施していた<sup>5)</sup>。東西分裂は火保協회를消滅させ、事実上の完全な競争状態を現出する。関西が最後に折れて出たのも、この問題を回避したかったからであろう。

## 7. 12月3日・関西

関西側元受6社、再保8社が大阪に参集、東西分裂後の善後策を協議した。「兎も角、(1)今後結束を益々強固にして飽迄社団法人案を固執すること(2)読み易いパンフレットを作成して貴衆両院議員及び関係者に配布すること等を取極めた」[『大阪毎日』12. 12. 4]。特に「改めて貴衆両院に諒解を求めるとし其手続(多分請願の形式)を審議した上臨時議会までに両院各派に渡りを付けておくことに決した尤も貴族院各派に対しては共同火災の田所氏をして已に運動を開始せしめて居ると」[『大阪朝日』12. 12. 4]。

これまでの引用文にも見られたが、関西側は政界に手を伸ばしていた。退京にあたり関西側代表の一人は「今ここに東西分裂し政府の反感をかったけれどもこの素志は飽くまで貫徹せねばならず、また必ず貫徹し得る確信の下に各政党は勿論貴衆両院に請願し、殊に政友会および研究会に向つては極力その通過運動を試みる覚悟で、吾々として関西案を通過せしめて飽くまで関東側を追随せしめると語っている」[『東京日日』12. 12. 2]。『東京日日』[12. 12. 5]は「関西側の反対にも有力な根拠がある」と論じた。「不参加関西6社は…大阪財界の中樞勢力を占めしかして一面政界にも因縁浅からざる関係にありこれ等の会社が結束し政府に反抗するに至つたについては相当有力なる根拠を有するものたることは疑ひを入れない現に政友会においても貴族院方面においても政府が火災保険問題に手を付けたことを原則として非なりとするもの多数を占めていはいせぬかと思はれる傾向がある…かくの如く火災保険問題の解決案は人気もなく且その出発点において感心もされていないからこれに関する法律案が議会で提出せられたあかつきはその貴衆両院何づれに先に提出せらるるも議論沸騰して或ひは審査未了に終るのではなからうかと解しているものがある」。関西側の強硬な態度も、政界工作がうまくいくとの自信があったからであろう。

## 8. 12月5日・閣議「政府声明書」

12月5日午前10時、定例閣議が永田町首相官邸において開かれ、「保険会社に対する貸付金に関する法律案(全7ヶ条)」を附議して閣議の了承を得、臨時議会に提案することになった<sup>6)</sup>。また、農商務省より火保解決案に関する声明書が公表された。以下、全文である。

「這般関東地方に突発せし大地震は大火災を伴ひ人命及財産上振古未曾有の大惨害を齎せるが灰燼、焦土と化せる住宅、家財其他の物件の罹災保険金額約18、9億円を算へ罹災被保険者の数亦極めて多数に上り従て火災保険問題の解決は焦眉の急を告ぐるに至れり

火災保険会社は地震に随伴して生ぜる火災に対しては其の損害填補の責に任ぜざるべき旨保険約款に明定しあるを以て今回の地震に因る火災の損害に対しては保険金の支払義務なきことを言明し罹災被保険者をして頗る失望せしめ地震約款の法律上無効たるべきを主張する者あるに至れり政府は法律上の争議は当然司法権の裁断に帰すべき筋なるを以て何等干渉を為さずと雖其の惨害の甚大にして罹災被保険者の急迫せる事情に察すれば行政上傍観座視唯自然の成行に放擲するを許さざるものあるを以て内閣告諭中に於て保険会社の犠牲的精神に訴へ自発的に適當なる解決策を講ぜむことを希望したるが保険会社に於ても同業者相会して協議を重ねたる結果社会に対する徳義問題たるの見地に基き会社の存立を危くせざる範囲に於ける最大限度の犠牲提供として罹災被保険者に対し罹災保険金額の一割に当る金額の出捐を為し度き旨申合せたるが何分にも今回の罹災保険金額は極めて莫大に上り其の一割とも雖も内国会社の分大約1億5、6千万円に達するの見込にして他方其の総財産は今日の時価を以て推算せば2億円にも足らざるの実状なるを以て罹災保険金額の一割に当る出捐を為すものとせば中には其の総財産を提供するも尚ほ足らざるものあり斯くては保険会社は今回の罹災地以外全般に亙り幾十億円の残存火災保険契約を始めとし海上運送、傷害其他各種の損害保険契約に対する責任を全うするを得ざるのみならず今後の存立維持を危殆ならしむるを以て此の際政府より前記の出捐に必要な金額の貸付あらむことを陳情し来れり願ふに保険問題の解決は畢竟会社の自発的に成立すべき徳義問題に属し政治上強制的に執行すべき性質のものに非ざるは論を俟たずと雖這般の大変災善後策たる価値より之を觀れば経済生活の安固を保持し人心の安定を期する為緊急要務の一たるを失はず保険会社の犠牲提供も亦其の資産上の負担力に照し大体上適切妥當なるを認めざるを得ず而して之が実行に付ては保険会社の陳情を容れ政府に於て適切の援助を生ずるに非ざれば之が実現を見難きも亦明たり仍て政府は国庫負担をも考慮し各会社に対し其の出捐に必要な資金額を貸付くるの方針を樹てたり然る所〳〵会社は政府よりの借入方法に付て意見を異にし特に社団法人を設立し其の法人が罹災被保険者に対し出捐を為すこととし其の資金の債務は専ら法人に属するものとしたき旨希望したれども罹災被保険者としても斯かる契約当事者に非ざる第三者たる法人より出捐を受くるの理

なく又政府としても斯かる資産微弱にして償還義務を確保せられざる法人に対し巨額の貸付を為すことを得ず之が為遂に数会社の不一致を見るに至りしは遺憾とする所なりと雖問題の解決は急を要し大多数の会社は一致し居ることなれば政府は茲に既定の援助方針に則り各保険会社に貸付を為すことに廟議を定め本件貸付に関する予算及貸付に必要な立法事項に付ては近く帝国議會に提案し其の協賛を求めむとする次第なり◇して政府は外国保険会社にして右の方法に依る出損に参加するの意思あれば内国会社に対すると同◇の援助を為さむとする方針なりと雖未だ確たる消息に接せず尚ほ今回の火災保険問題の解決策として各種保険業全部の官営、地震及火災保険の官営、再保険の官営及火災保険官民合同の経営等種々の計画を提唱するものあり其の旨趣たる一として今回の震災に因る既発の損害の全部又は幾部を国家に於て負担支弁する方法に基かざるなし国家財政の見地より之を論ずるも罹災民集中単に被保険者に限り国家自ら特殊の救済策を講ずるの穩当ならざる点より之を◇るも政府の施設としては容易に首肯し難きものあり将来の地震に伴ふ火災保険に付就ては我邦特殊の国状上今回の覆轍を繰返さざる為め慎重なる調査研究を経るの必要あるは明かなりと雖も此の際急遽民業を回復するは適當の措置なりとは認め難し仍て政府は保険会社の提案を容れ前陳の如き援助方法を採らむとする次第なり」。

#### 9. 12月7日8日・東西妥協の兆し

東西分裂の影響が憂慮され始めた。「第一関東側にとっては直接負債の為に各社の保険原価に差異を生ずる結果各同一料率を以て営業を継続する事は出来ないし其上東西決裂した儘では保険料の引上も望み得ないから会社営業の前途に多大の不安無きを得ないし関西側にあつても此の儘では関東側と無益な競争を試みなくてはならぬ結果保険業の前途は実に暗澹たるものである事を予想し得る」[『大阪朝日』12.12.6]。

関西でも軟化の兆しが見られた。12月5日大阪海上は重役会を開き東京側への同調を決めた。日本海上と京都火災の二社も同調すると見られ、遂に残るのは神戸、朝日、共同の三社になった[『読売』12.12.7]。

5日から6日にかけて関西の反対会社に対して関東側の働きかけがあった。「此際同業者が相争ふことは不得策だから内輪喧嘩をやめ歩調を整へて将来日本の火災保険界に力を添へられては如何と」[『大毎』12.12.7]。『報知』[12.12.8]によれば、「各務氏からかさねて関西側を勧誘したので今まで強硬に反対して居た連中も遂に腰を折って関東側と同一行動をとる事となり7日各務氏にあて左の通り打電した。『御懇篤なる貴簡拝誦喜田氏より総て聞取った貴意を尊重し当地各社協議種々懇談を遂げ全部同意する妥協点を見出した田所田中及自分上京面談す』。…右について農商務当局は曰く『電報には妥協点を見出したとあるが妥協とはどんな事か判らぬ政府としては今更方針を変更する事は出来ないから政府案の範囲内で見舞金を出すというなら賛成する



がまた組合を設けるとか何とかいうならば政府は絶対に同意は出来ないしかし今度の政府案は会社個々に責任をもつ事となって居るが会社側に於ては大会社が小会社を助けるという意味で何か共済的の組合のようなものが組織されるようである』。

妥協条件は『東京朝日』[12. 12. 8]によれば、「(1)借入金負担は各会社が個々直接之に当る事(2)一割払に依って甚大な苦痛を蒙らざるものは別として苦痛の程度の大なる会社を以て共同弁済組合を組織し東京海上は必ず其組合に加入する事(3)借入金返済は各社の営業収益に抛らず収入保険料の一部を以てする事。(1)は関東側の主張に係り(2)は関西側の所謂共存共栄の主張に基づくものであり(3)は海上火災兼営会社と各専門会社の負担の公平を期するためである」。

一方、『国民』[12. 12. 8]は「政府方面に対し到底自説の容れられざるを覚り尚飽くまで反対を固持する時は今後の監督が高圧的に出づるは必然で若し左様の場合を生ずるとせば営業上の不利は申す迄もない処から漸次軟化の形勢となり」遂に賛成に転じたと関西側屈服の理由を付度した。しかし、「関西側の妥協点と称するは現在極秘に付せられて外間から窺ふことを許されないが仄聞する所によれば法人案の骨子たる籠抜けの道を今次の東京案に加味せんとするのである即ち会社破産の場合は兎に角営業を停止する際はその会社の残存債務はそのまま組合に負担引継ぐ仕組である…併し先に提出した関西案の非難された点は一に此の籠抜けであった為仮りに今回は対政府の問題でなく同業者の内輪問題としても東京側各社は恐らく反対を唱ふるに相違ない結局は関西側最後の望みも絶えて東京側への無条件賛同の余儀なきに至るであろう」と、飽くまで関西への不信感が露わであった。

12月8日、最後まで抵抗した大阪海上、神戸海上、共同火災の三社代表が上京、正午に各務と会見し「約3時間に亘って縷々折衝し支払加入会社に参加の希望を述べた」[『大阪朝日』12. 12. 9]。

「その後関西側が協議の結果一種の妥協点を発見したから関東側にも更らに考慮をわづらはしたいとのことであったが其内容は妥協案といふよりは寧ろ最初の関東案同様であったので別に異存なきも一応協議会にはかかることとした。そして午後3時、協議会を開き支払手続案や請願書を協議し11日に政府に提出することにした。「互助機関設置」に関しては次の方針を決めた。

「一、政府よりの借入金については支払会社は共同弁済組合を設定するの目的を以て各社の利害関係を深く考慮し出来得る限り合理的且つ一致を計るの案を作製すること、一、弁済組合設定後組合会社中火災保険を廃業するものあるときは組合員の一致と政府の同意を得たる場合に限り当該会社の残存債務を組合に於いて継承弁済するの一項を設くること」。こうして「ここにさしも頑強なりし関西側も遂に兜をぬぐに至った」[『東京日日』12. 12. 9]。

#### IV. まとめ

火災保険問題は、大震災後に復興予算と共に帝都、いや全国を揺るがした二大問題の一つである。発端は詔勅と首相告諭であったが、誰かの勘違いがこの問題を止め処なく大きなものにした。

月を経るにつれて関係者や部外者は冷静となり、次第に事の愚かしさが判明していったとはいえ、最初の小さな躓きを取り繕うための努力が次第に大げさかつ理不尽な保険金要求運動を喚起し、私法問題の超法規的処置と政府による膨大な国庫金の使用を余儀なくし、関東関西の保険業者の分裂騒動を引き起こした。結局は自由競争と監督当局への恐怖感が関東業者の結束を保ち、一方、関西業者を最後に屈服させるのに役立った。しかし、この間の騒動は、最終的には何の効果も生み出すことは出来なかった。

本稿では当時の新聞記事によって時系列的に事態の進行を追って見たに止まるから、この間の経緯は必ずしもその全貌を明らかにし得たわけではなく、他の文献による裏付けもできなかった。しかし、それでも、東西業者間の駆け引き、それに対する政府の干渉と主導、さらに多くの部外者の関与によって問題が次々に拡大し複雑化する過程が多少とも明らかになったと思う。本来は単純であるはずの保険と契約の理解さえあれば、これほどの愚行は起り得なかったであろう。

さて、震災から3ヶ月を経た12月中旬に、火保貸付法案が臨時議会上に上程された。大正12年における火保問題はそれで終わり、翌13年には大団円を迎える。次稿では、火保貸付法案をめぐる帝国議会の論戦を取り上げる。なお、外国会社と協会外会社の動向がこの間の問題の推移に不可分の関係を有するが、その解明はさらに別稿を期したい。

#### 引用文献及び注

- 1) 他に3項目があった。「2、火災保険思想の涵養普及を図ること、3、防火設備及び消防に関する研究、4、火災保険業者と被保険者との間に生じたる紛議の仲裁協調をなすこと」。
- 2) 『大阪朝日』[12.11.27]は債務履行困難の会社が出た場合、「組合其の債務に連帯の責任を有すべきものであるか乃至は代位せざるものであるか、若し組合が連帯の責任を有しないとすれば、会社と組合との双方に同時に義務負担を命じた主旨が不徹底となる訳で、所謂政府案も論理の一貫しない即関西案を骨抜きにして夫れに関東案を加味した捏ね上げ案たるに過ぎない事になる」と指摘している。
- 3) 田農相の言葉は各紙毎に表現が異なる。『読売』[12.12.1]では、最後のところは「本問題は法律を離れた徳義上の問題で会社が名実共に完全なる犠牲提供の負担を負ふてこそ始めて意味がある、支払はするが債務を負はぬと云ふ様な非人倫的な相手方に対しては最早や政府として援助の交渉を継続する意思はない従って政府と大阪側との保険援助に関する交渉は本日限り断然打切ることとする」となっている。
- 4) この時の協議会では新聞記者の面前での公開討議が提案された。『読売』[12.12.1]は「都下保険担任新聞記者の要求に係る」と書き、一方、『大阪朝日』[12.12.1]は「開会に先立ち浅井大阪海上専務より本問題は重大問題であるから須らく新聞記者に公開せよと主張した」という。この問題は容易に決せず、一時休憩の後公開案撤回動議が成立した。
- 5) 現に料率の大幅上げが行われ、非難されていた。『国民』[12.12.2「火保料金不当値上・震災前より4倍以上・支払借入金が却って利益を生む」]
- 6) この法案は次稿で取り上げるが、痛烈な批判が浴びせられていた。前掲『東京日日』[12.12.5]の外、『大阪朝日』[12.12.8「保険貸付法案を否決せよ」、『夕刊報知』[12.12.9,10「多難なる保険解決案(上下)・立法上の疑義」。